

ケアマネジメントに係る諸課題 に関する検討会（第1回）	資料1
令和6年4月15日	

ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 開催要綱

（目的）

第1条 介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、ケアマネジメントの質の向上及び人材確保に向けた制度的・実務的な論点について包括的に検討を行うため、ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会を開催する。

（検討事項）

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討を行う。

- （1）介護支援専門員の業務及び役割に関する事項
- （2）介護支援専門員実務研修受講試験に関する事項
- （3）介護支援専門員の法定研修に関する事項
- （4）ケアマネジメントの質の向上及び評価に関する事項 等

（検討会及び構成員）

第3条 検討会の構成員は、学識経験者、実務者、自治体の職員等の中から厚生労働省老健局長が委嘱する。

- 2 座長を置き、互選によりこれを定める。座長は検討会を総括する。
- 3 座長代理は、構成員の中から座長が指名する。

（検討会の開催）

第4条 検討会は、厚生労働省老健局長が構成員の参集を求めて随時開催する。

- 2 検討会は、議論の必要に応じ、適当と認められる有識者等を参考人として招致することができるものとする。
- 3 構成員が検討会に出席することができないときは、当日出席する構成員の承認を得て、参考人を出席させることができる。
- 4 検討会、その資料及び議事録（以下「検討会等」という。）は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権そ

ケアマネジメントに係る諸課題 に関する検討会（第1回）	資料1
令和6年4月15日	

の他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、検討会等を非公開とすることができる。

（作業部会の実施）

第5条 検討会における議論の進捗状況を踏まえ、必要な場合においては、構成員の全部又は一部をもって作業部会を構成し、当該部会にて検討を行うことができる。

2 作業部会、その資料及び議事録（以下「作業部会等」という。）は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は国の安全が害されるおそれがある場合には、座長は、作業部会等を非公開とすることができる。

（検討会に係る庶務）

第6条 検討会に関する庶務は、厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課で行う。

（施行期日）

第7条 本要綱は、令和6年3月29日より施行する。